

後期高齢者医療制度が始まります

2008年4月から

2008年3月末において、75歳以上の方は、現在加入している国民健康保険や社会保険等から自動的に、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

これまで制度についてお知らせしていますが、11月現在の「東京都後期高齢者医療広域連合」における保険料率等の検討状況をお知らせします。なお、2008年2月に最終決定の予定です。

運営主体

都内の全市区町村が加入した「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営します。広域連合は、被保険者証等の交付を行い、市区町村は、各種届出の受付や被保険者証の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収を行います。

対象者(被保険者)

65歳から74歳の方で一定の75歳以上の方

医療費の自己負担は、現行の老人保健と同様、かかった費用の1割(現役並み所得の方は3割)となります。

保険料について

保険料額は、1人ひとりに負担していただく「均等割」と被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割」の合計になります(表1)。

保険料額

所得割

「所得割額」を7割・5割・2割軽減します(表2)。

賦課限度額は年額50万円で

所得水準により、保険料の「均等割額」を7割・5割・2割軽減します(表2)。

「所得割額」は賦課されません。なお、激変緩和策として

被扶養者であつた方は、加入から2年間「均等割額」が半額に軽減されます。この間

ごみ有料化がはじまって2年が経過しました。有料化1年目の2005年10月から2006年9月までの1年間と比べて、ごみ総量では、一般的に言われているリバウンド現象は見受けられず、ほぼ同量で推移しました。また、資

源物の総量(回収量)については、ペットボトルの集積所収集を実施したため、前年度と比較して4.4%増加しました。

今後も分別の徹底とごみの減量にご協力下さい。

所得割率は、6・56%になります。

所得割額には「旧ただし書き所得」とは、総所得から33万円を引いた額になります。

所得割額には「旧ただし書き所得」を用います。所得割額の算定には「旧ただし書き所得」を用います。

所得割率は、6・56%になります。

所得割額には「旧ただし書き所得」を用います。

自己負担について

障がいの状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方

(認定日から資格取得)

すでに老人保健を取得して

いる方は、自動的に移行しま

す。

ごみ有料化がはじまって2年が経過しました。有料化1年目の2005年10月から2006年9月までの1年間と比べて、ごみ総量では、一般的に言われているリバウンド現象は見受けられず、ほぼ同量で推移しました。また、資

源物の総量(回収量)については、ペットボトルの集積所収集を実施したため、前年度と比較して4.4%増加しました。

今後も分別の徹底とごみの減量にご協力下さい。

障がいの状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方